

女性技術者、若手技術者の現場配置における工事成績採点表の改正について

建設業界では、高齢化の進行、若手入職者の減少という問題が発生しています。性別や年齢を問わず、意欲のある担い手の育成・確保の観点から、市発注工事において女性技術者、若手技術者の現場配置が確認できた場合に工事成績で加点評価しております。

この度、内容を改正致します。

記

1 評価対象(変更なし)

- (1) 女性技術者は監理技術者、主任技術者、現場代理人に配置された場合で、工期の1／2以上従事したことが確認できる場合を評価の対象とします。
- (2) 若手技術者は監理技術者、主任技術者、現場代理人に配置され、年齢40歳以下の場合で、工期の1／2以上従事したことが確認できる場合を評価の対象とします。

2 評価方法(変更なし)

工事成績採点審査項目別運用表の創意工夫【その他】の項目で1点加点します。
評価対象(1)(2)の両方を達成した場合でも、最大1点の加点となります。
また、達成できなかった場合でも減点を行わないでください。

3 改正点

新潟市工事成績評定実施要領の改正に伴う工事検査確認票による対象金額が変更となったため、設計金額を500万円から1000万円に変更。

4 対象工事

- (1) 市が発注する当初設計金額1000万円以上の全ての土木工事とします。
- (2) 令和8年7月1日以降の入札の公告及び指名通知を行う工事から適用します。

【問合せ先】 都市政策部技術管理課工事検査室
TEL (025) 226-2229